

■追加設置および入替設置について

2019/5/10

「追加設置」および「入替設置」を申請する場合、「新規設置」の公募兼交付申請と必要な要件が異なりますので以下を確認のうえ、データ入力やアップロードを行ってください。

対象となる申請と必要な要件の違い

	対象となる申請	必要な要件
【追加設置】	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	既設充電設備の利用頻度が高く、充電渋滞の解消を目的としていること。
	マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	電気自動車等のさらなる普及につながる事
【入替設置】	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	・既設充電設備の利用頻度が高いこと ・既設充電設備よりも出力の大きい充電設備(50kW以上)を選択し、充電渋滞の解消と充電時間の短縮を目的としていること。

オンライン申請システムで選択や入力が必要な項目

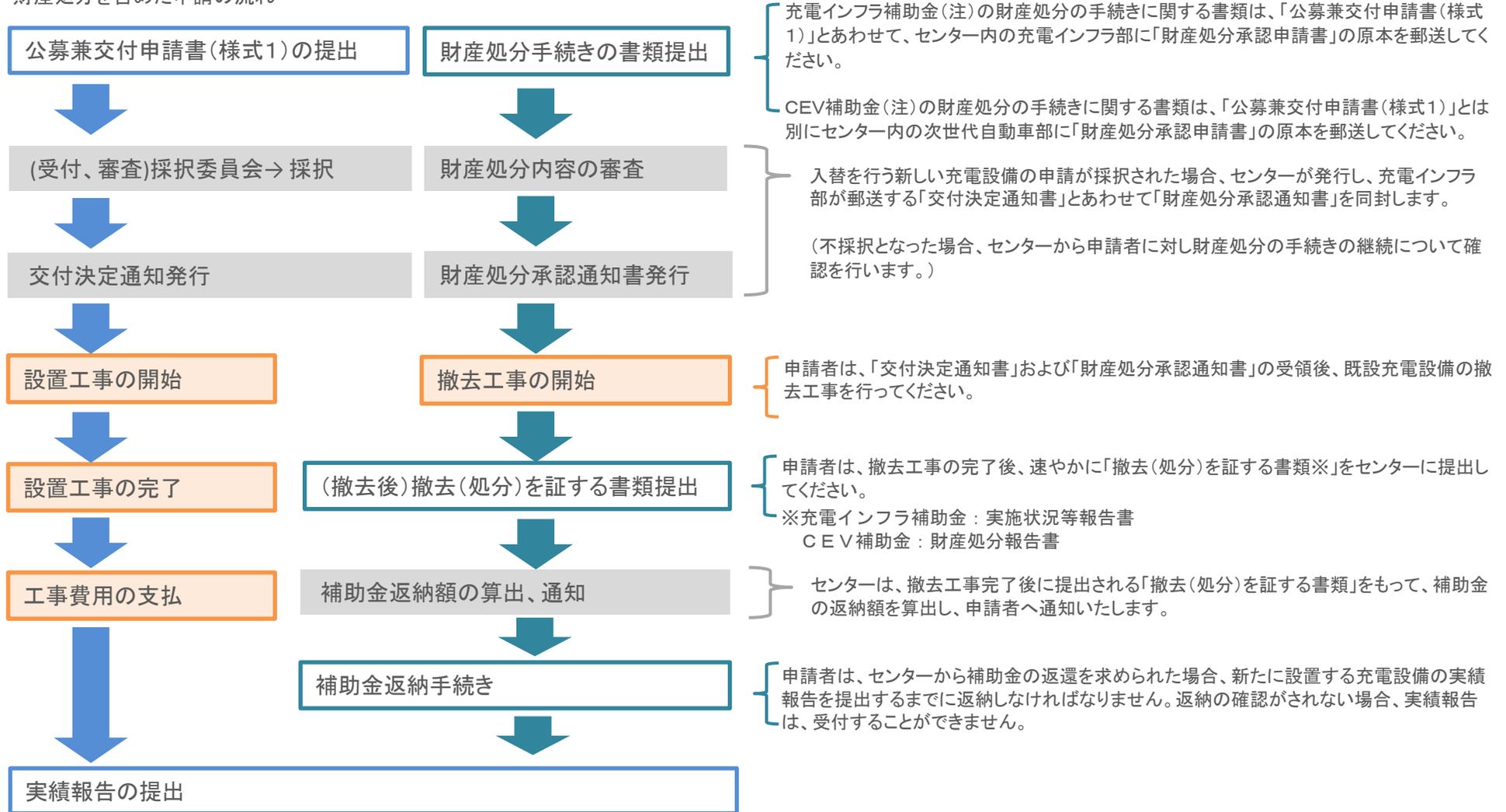
	既設充電設備の有無	追加、入替の選択	既設充電設備の補助金利用有無	設置事業計画の申告 での入力やアップロードを行う項目
【追加設置】	有	追加設置	-	・既設充電設備本体の出力
【入替設置】	有	既設充電設備と入替	補助金を受けて設置した充電設備	・補助金交付決定番号、既設充電設備のメーカー名、型式、製造番号/シリアル番号、既設充電設備本体の出力 ・既設充電設備本体の取得価格が50万円以上/50万円未満であるか ・既設充電設備の銘板(型式・製造番号等)が確認できる写真
			自費で設置した充電設備	・既設充電設備のメーカー名、型式、既設充電設備本体の出力 ・既設充電設備の銘板(型式・製造番号等)が確認できる写真

■ 入替設置で申請する場合の手続き

2019/5/10

センターから補助金の交付を受けて設置した既設充電設備との入替設置で、既設充電設備が保有義務期間内の場合、財産処分の手続きを行う必要があります。
 ※センターからの補助金を受けず自費で設置した既設充電設備およびセンターから補助金の交付を受けて設置した既設充電設備で保有義務期間を満了している場合は、財産処分の手続きは必要ありません。

財産処分を含めた申請の流れ



注：充電インフラ補助金とはH25年03月以降に補助金申請し交付された場合を指します。
 注：CEV補助金とはH25年02月以前に補助金申請し交付された場合を指します。